

# 家畜衛生だより

埼玉県中央家畜保健衛生所  
電話：048-663-3071  
緊急：090-2757-1650  
Fax：048-666-8731  
メール：m633071@pref.saitama.lg.jp

## 継続的な暑熱対策に取り組みましょう！

令和4年6月27日、記録的な早さで関東甲信越の梅雨明けが発表され、すでに厳しい暑さを迎えています。気象庁の3カ月予報によると、**今後の関東地方の平均気温は高くなる**確率が高く、降水量はほぼ平年並みと予報されています。引き続き暑熱対策の実施をお願いします。

### 暑熱対策のポイント

- 換気の改善・ファンの活用  
→畜体に直接風を当てて体温を下げたり、畜舎内にこもった熱を追い出すことができます。
- 施設の工夫  
→屋根に遮熱塗料を塗布したり、屋根裏に断熱材を入れることで畜舎に熱が伝わりにくくなります。屋根に散水するのも効果的です。
- エサの工夫  
→失われがちなミネラルを多く給与し、飼料の変敗に注意することが大切です。

こんなとき、豚は暑熱ストレスを感じます

- 気温 25 度以上
- 風がない
- 直射日光
- 湿度が高い



### ◆水質汚濁防止法に基づく排水規制について

■水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排水基準のうち、畜産業に係るアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下、硝酸性窒素等）の暫定基準値が見直され、令和4年7月1日から施行されることになりました。この規制は、排水量にかかわらず総面積50㎡以上の豚房を所有し、河川等の公共用水域に放流する場合に適用になります。

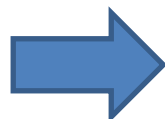
■また、平成23年4月1日以降、排出水（排出口ごと）は年に1回以上公定法による測定と、測定結果の記録・保存（3年間）が義務付けられています。汚水処理能力を良好に保つため、日頃の施設点検・整備、故障箇所の速やかな修繕をお願いします。

【旧】暫定基準

令和元年7月1日～

令和4年6月30日

500mg/L



【新】暫定基準

令和4年7月1日～

令和7年6月30日

400mg/L

# 埼玉県飼養衛生管理指導等計画における 令和4年度実施方針等を公表しました！



県では家畜伝染病予防法に基づき国が定めた飼養衛生管理指導等指針（令和3年4月1日公表）に則り、令和3年度からの3年間の飼養衛生管理指導計画を定めています。

令和4年度における実施方針、重点実施事項、年間スケジュールを示しました。詳細は畜産安全課のホームページをご覧ください。

👉 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0908/katikuboueki-top/index.html>

## 補助事業等の利用にあたり飼養衛生管理基準遵守状況の 確認が必要になりました

補助事業、交付金、制度資金の一部を利用する際には飼養衛生管理基準遵守状況の確認を求められることとなりました。

「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」の提出が求められますので、当所まで交付の申請をしてください。

〈飼養衛生管理基準遵守状況確認書とは〉 所定の様式があります

- 管轄する家畜保健衛生所が発行するもので、農場が提出した定期報告書や聞き取りによって遵守状況を確認します
- 不遵守の項目がある農場は改善すべき事項、具体的な改善方法及び改善すべき期限を明確にした改善方針がない場合は確認書を発行できません

自家配合の場合でも抗生物質、合成抗菌剤やインド産落花生油かすを含む飼料を製造する場合は飼料製造管理者の設置が必要です

飼料製造管理者講習会が開催されますので必要な方は受講してください。

- 開催日：令和4年11月28日(月)～12月2日(金)
- 申請期間：令和4年7月1日(金)～8月12日(金)
- 開催場所：さいたま新都心合同庁舎 2号館5階共用大研修室5A
- 申し込み・問い合わせ先  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部  
TEL：050-3797-1857  
ホームページ：http://www.famic.go.jp

中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町 107-1）

開所時間 平日 8:30～17:15

TEL：048-663-3071 FAX：048-666-8731

休日、夜間は緊急携帯電話に自動転送されます。（緊急携帯電話:090-2757-1650）